



いっしょ

まな

一緒に学ぼう!

た ま し
多摩市

こ わかもの けんり ほしょう
子ども・若者の権利を保障し
し えん かつやく すいしん じょうれい
支援と活躍を推進する条例



た ま し
多摩市



しょうがっこう ねんせい 小学校6年生のみなさんへ



たまだいがくしもいなおさきょうじゆがくせい
多摩大学下井直毅教授と学生のみなさん

この本は「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」(略して「**子若条例**」)をみなさんによく知ってもらうために、大学生のお兄さん・お姉さんたちが一生懸命内容を考えて作りました。

この本を通じて、「**子若条例**」について楽しく学んでもらえたらうれしいです。



もくじ

キャラクター紹介 2

いっしょに素敵なまちをつくらう! 10

子若条例ってどんな条例? 3

まとめ 11

みんなが持っている権利 7

知っていますか? ヤングケアラー 13

自分の意見を言ってみよう! 9

困ったときの相談先 14





キャラクター紹介 しょうかい

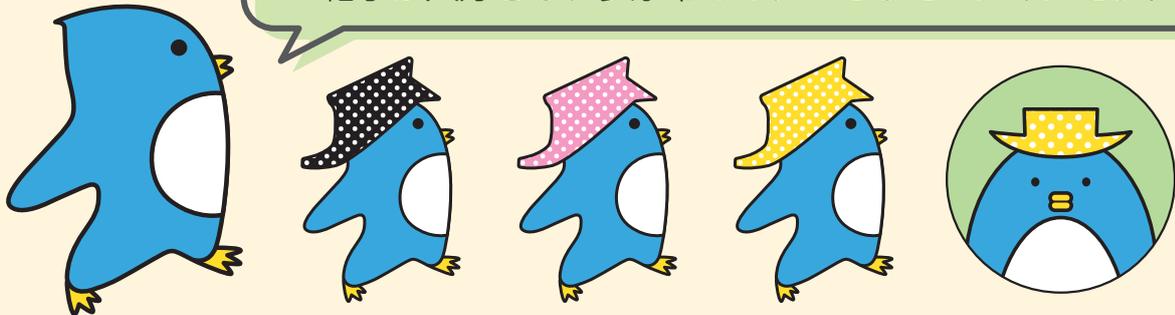
いっしょに こわがじょうれい 子若条例について まな 学ぶ なかま 仲間たちを しょうかい 紹介するよ！
まずは たまし 多摩市のカタチをよく み 見てみてね。



たまし 多摩市はこんな
カタチ
をしているよ。

たまし 多摩市のカタチをした なかま かわいい仲間たち

わたしの なまえ 名前は「たまたまペン」
ぼうし 帽子が だいす 大好きな、たまし 多摩市のカタチをしたペンギンだよ。

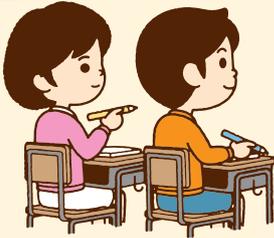


わたしの なまえ 名前は「たましのびたましのび (多摩忍)」
いろいろな いろ 色に へんしん 変身する、たまし 多摩市のカタチをした みなら 見習いの にんじゃ 忍者だよ。





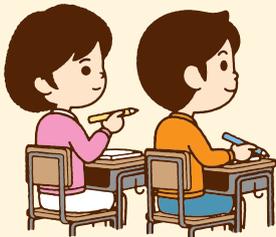
こ わ か じょう れい じょう れい 子若条例ってどんな条例？



そもそも条例じょうれいってなんですか？

条例じょうれいは市しがき決めたルールのことだよ。

ちなみに、
法律ほうりつは国くにがき決めたルールなんだよ。



どうして子若条例こわかじょうれいができたの？

この条例じょうれいができた背景はいけいには、子ども・若者わかものの貧困ひんこん、虐待ぎゃくたい、いじめ、不登校ふとうこう、ひきこもり、自殺じさつの増加ぞうかなど、さまざまなことがあります。

子ども・若者わかものを誰一人取り残だれひとりさず、大切たいせつにするまめざちを自指めざすためにつくられたんだよ。



いろいろなこと
に挑戦ちょうせんしたい！

たたかれたり
いやなことを
言われる…



ごはんを
食べさせて
もらえない…

もっと意見いけんが
言いいたい！





こ わ か じ ょ う れ い も く て き 子若条例の目的

こ わ か じ ょ う れ い も く て き
子若条例っていったいどんな目的でつくられたの？



すべ こ わ か も の
全ての子ども・若者のみなさんが
①切れ目のない支援を受けられるように
②まちづくりに参画し、活躍できるように
することで、
じ ぶ ん じ し ん み と ほ か ひ と た が み と あ
自分自身を認め、他の人とお互いに認め合いな
がら、し ょ う ら い き ぼ う も せ い ち ょ う
将来にわたって希望を持って成長できる
まちを実現することを目的としているよ。



こ わ か じ ょ う れ い つ か い み し ょ う かい
子若条例で使われることばの意味をいくつか紹介するよ。

こ わ か も の 子ども・若者って？

おおむね 30 さいだいまでの市民のことだよ。
子どもから 30 さいだいの若者までを幅広く
カバーしている条例をつくったのは、
た ま し は じ
多摩市が初めてなんだよ。

し ち い き ひ と まちづくりって？

しや地域のさまざまな人たちが
それぞれの強みを生かして、
つながりながら、
く かつ どう
暮らしやすいまちをつくる活動のことだよ。

し み ん 市民って？

た ま し す ひ と
多摩市に①住んでいる人
た ま し はたら ひ と まなでいる ひ と
多摩市で②働いている人、学んでいる人
③活動する人や団体
④事業活動をする人や団体
を市民というよ。
た ま し す ひ と
多摩市に住んでいる人だけではないんだ
ね！ 学校は④に入るよ。

さん かく 参画って？

なに さいしよ だんかい かか
何かをするときに、最初の段階から関
ることだよ。「参加」と似ているけど、
「参加」は、もともとあるあつ まりにくわ
るという意味があ
るから、少しちが
うんだね。



し と く ち い き き ょ う り ゅ く
市の取り組みだけでなく、地域のみんなで協力しながら、
まちづくりをすることが大切なんだよ！





こ わ か じ ょ う れ い き ほ ん り ね ん 子若条例の基本理念



き ほ ん り ね ん
基本理念ってどういう意味ですか？

き ほ ん り ね ん
基本理念というのは、ものごとの基本的な考え方
ことだよ。子若条例には4つの基本理念があるよ。



こ わ か も の け ん り ほ し ょ う ①子ども・若者の権利の保障

こ わ か も の
子ども・若者にとって、最も良いことは何かを考え、尊重されること。

き め し え ん ②切れ目のない支援

せい ち ょ う だ ん かい お う
成長段階に応じて、いつでも支援を受けられること。

い けん ひ ょ う め い さ ん か く ③意見表明・まちづくり参画

じ ぶ ん い けん ひ ょ う め い
自分の意見を表明して、まちづくりに参画できること。

さ ま ざ ま し ゅ たい そ う ご き ょ う り よ く そ う ご し え ん ④様々な主体の相互協力・相互支援

こ わ か も の ふ く ひ と し え ん が わ が わ
子ども・若者を含め、さまざまな人たちが、支援する側・される側という
やく わ り き た が き ょ う り よ く さ さ かん け い
役割を決めつけずに、お互いに協力し、支えあえる関係をつくること。



つまり……

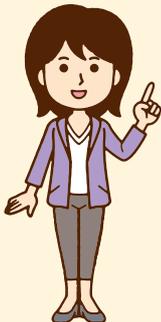
こ わ か も の け ん り ほ し ょ う
子ども・若者の権利を保障して、
し え ん かつ や く す い し ん
支援と活躍を推進するということだよ。
じ ょ う れ い な ま え
条例の名前のとおりだね！



市民と市の役割

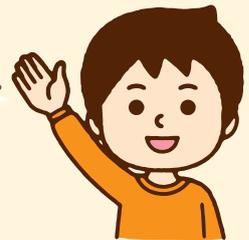
子どもや若者の権利を保障し、支援と活躍を推進するためには、市をはじめ、多摩市に住む人々や、多摩市で活動する企業や団体がそれぞれの役割を理解し、協力しあうことが大事です。何かやりたいことや困ったことがあったときにはみんなで協力しあいましょう！

家族



具体的にはどんな役割があるのかな？

困ったときの相談相手になるよ！



地域の人や
周りの大人

事業者



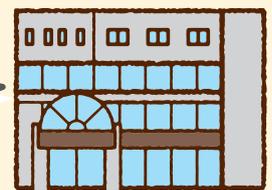
みんなのことをいつも見守っているよ！

職場体験などを通じて、みんなが将来の夢や進路を
考えるきっかけをつくっていくよ！



市役所

みんなが地域の人や事業者の人とすぐにつながれる
ように、いろいろな取り組みをしていくよ！



何かやりたいことや困ったことがあったときには、近くの
信頼できる大人や友だち、市役所などに相談してみよう！
また、みんなも条例で定める市民の一員だよ。
「大人と子ども」、「子ども同士」、みんながお互いに支えあ
う存在になろう！





みんなが持っている権利

条例では子ども・若者の権利について次のように定めています。

- ・子ども・若者には、生きる権利、育つ権利、守られる権利、抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利があります。
- ・子ども・若者には、社会の一員として、意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利があります。
- ・子ども・若者には、結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利があります。

生きる権利

意見を表明する権利

育つ権利

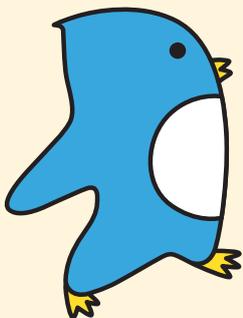
挑戦を後押しされながら成長する権利

守られる権利

挑戦する権利

必要な支援を受ける権利

まちづくりに参画する権利



こんなにたくさんの権利があるんだね

まだまだ探せば見つかるかも！





わたし せい かつ なか けん り
私たちの生活の中の権利



わからないこと
 があるから先生
 に聞きにいこう



がっきゅうかい
 学級会で
 自分の意見を出すぞ



あたら しょうふく
 新しい洋服が
 ほしいなあ

み せい かつ なか けん り
 身のまわりの生活の中にはどんな権利があるんだろう？
 みんなで考えてみよう！



れい
例

た
 食べる
 びょういん
 病院に行く

い けん り
 生きる権利

べんきょう
 勉強する
 あそ
 遊ぶ

そだ けん り
 育つ権利

Blank box for an example activity.

Blank box for a corresponding right.

Blank box for an example activity.

Blank box for a corresponding right.

ヒント

こ わかじょうれい さだ こ わかもの けん り
【子若条例で定める子ども・若者の権利】

い けん り ぞだ けん り まも けん り ひつよう しえん う けん り
 生きる権利 育つ権利 守られる権利 必要な支援を受ける権利

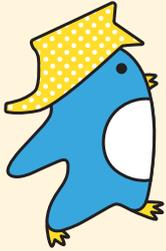
い けん ひょうめい けん り まちづくり に さんかく けん り
 意見を表明する権利 まちづくりに参画する権利

ちょうせん けん り ちょうせん あと お せいちょう けん り
 挑戦する権利 挑戦を後押しされながら成長する権利



自分の意見を言ってみよう!

みんなには、^{かんが}考えや^{おも}思いを^{まわ}周りの^{とも}友だちや^{おとな}大人に^{つた}伝えられる^{けんり}権利があります。



みんなは、^{まわ}周りの^{とも}友だちや^{おとな}大人に^い言いたいことや^{かんが}考えを^{つた}伝えられているかな？

たとえ
例えば……

- ・このルールは何のためにあるの？
- ・公園でボールを使いたい！
- ・どうしてゲームをする時間が決められているの？ など

^{せいかつ}ふだんの生活や^{なら}習い事、^{がっこう}学校のことなどで、^き気になることがあれば^じ自分の意見を^か書いてみよう！^{とも}友だちの意見も^き聞いてみよう！

^{じぶん}自分の意見

^{とも}友だちの意見

<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
--	--

^で出た^{いけん}意見について、^{じぶん}自分に^{なに}できることは^{かんが}何かを考えてみよう！



いっしょに素敵なまちをつくらう！

みんなには、まちづくりに参画する権利があります。

では、まちづくり参画とはなんだろう？

→みんなの住んでいるまちをより良くするために、実際に行事に参加したり、みんなの意見や考えを伝えたりすることです。

どのような行事に参加したいか書いてみよう！

- ・地域のお祭り
- ・花火大会
- ・音楽イベントなど



自分の意見

友だちの意見

その行事で、自分には何ができるのか考えてみよう！

- ・準備のお手伝い
- ・行事の運営など

市役所では、ホームページやEメール、郵送（ハガキ、手紙）など、いろいろな方法で市民のみなさんからの意見を集めているよ。意見や考えを伝える方法には、直接伝えるほかにたくさんあるんだね。





まとめ ①



こ わかじょうれい についていろいろ学^{まな}ぶことができたね！

ぼくは、自分^{じぶん}の考^{かんが}えや思^{おも}いを友^{とも}だちに伝^{つた}えられる権^{けん}利^りが
印象^{いんしょう}に残^{のこ}ったな～
みんなはどんなこと^{いんしょう}が印象^{のこ}に残^{のこ}ったかな？



印象^{いんしょう}に残^{のこ}った内^{ない}容^{よう}を書^かいてみよう！

自分^{じぶん}

•

•

•

友^{とも}だち

•

•

•

印象^{いんしょう}に残^{のこ}った内^{ない}容^{よう}はいくつあ^あったかな？



なにか困^{こま}ったことがあ^あったら、だれかに相^{そう}談^{だん}できる権^{けん}利^りをみんなは持^もっています。

たいせつ 自分^{じぶん}を守^{まも}るために勇^{ゆう}気^きを出^だして行^{こう}動^{どう}しよう！



まとめ ②

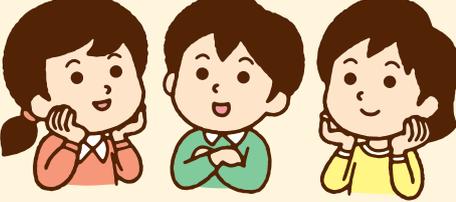
それぞれの場面^{ばめん}について考えてみよう！
こういう場面^{ばめん}では、どうしたらいいんだろう？



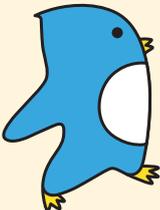
かげでいやなことを
いわれたとき

Blank writing area with a dashed line for writing.

公園^{こうえん}に新しい遊具^{あたら ゆうぐ}が
ほしいとき



Blank writing area with a dashed line for writing.



自分の思い^{じぶん おも}を伝える^{つた}ことで今の環境^{いま かんきょう}が変わる
きっかけになるよ！





知っていますか？ ヤングケアラー



みんなは「ヤングケアラー」ということばを聞いたことがあるかな？
 ヤングケアラーとは
 「本来大人がやるべき家事や家族のお世話などを大人の代わりに子どもがいつも行っていることにより、子ども自身がやりたいことができない状態にある子ども」
 のことだよ。ヤングケアラーも、子どもの権利が守られていないことの1つなんだよ。

ヤングケアラーの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のある家族、目の離せない家族の世話や見守りをしている



日本語があまり話せない家族のために通訳をしている



家計を支えるために働き、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

イラスト提供：厚生労働省

家事や家族のお世話をする事は決して悪いことではありません。ただ、毎日のように行うことでやりたいことができなかったり、悩んでいる子どもがいることがわかってきました。困ったことがあったら、ひとりで悩まずにだれかに相談しましょう。相談先は次のページに書いてあります。





こま そう だん さき 困ったときの相談先

これまで学んできたように、みなさんには意見を表明する権利や、必要な支援を受けられる権利があるよ。

つらいことや、困ったことがあったらまわりの人に相談してね。家族や先生、お友達に相談しづらいことがあれば、市役所に相談することもできるよ。

「ひみつ」は絶対に守るので、安心して相談してね。



こ か てい し えん 子ども家庭支援センター「たまっこ」 (子どもと家庭に関する総合相談)

ふだんの生活やおうちのことなど、なんでも相談できます。たたかれたり、いやなことをされたりして悩んでいたら電話してください。

住 所 多摩市豊ヶ丘 1-21-3
電話番号 042-355-3777
受付時間 月曜日から土曜日：9：00～18：00
(日曜日・祝日・年末年始はお休みです)

きょういく 教育センター (電話教育相談「子どもホットライン」)

学校での悩みやいじめに関することなど、いろいろなことが電話で相談できます。ひとりで悩まずに電話してください。

電話番号 042-372-2000
受付時間 月曜日から金曜日：10：00～12：00
13：00～17：00
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休みです)

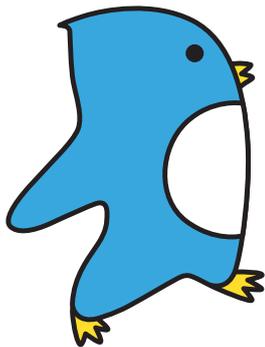


どちらも、名前を言わずに相談することもできるよ。悩んでいることがあれば、勇気を出して相談してみよう。

いっしょ まな
一緒に学ぼう!

た ま し
多摩市

こ わか もの けん り ほ し しょう
子ども・若者の権利を保障し
し えん かつ やく すい しん じょう れい
支援と活躍を推進する条例



しょうがっこう
小学校

ねん
6年

くみ
組

な まえ
名前